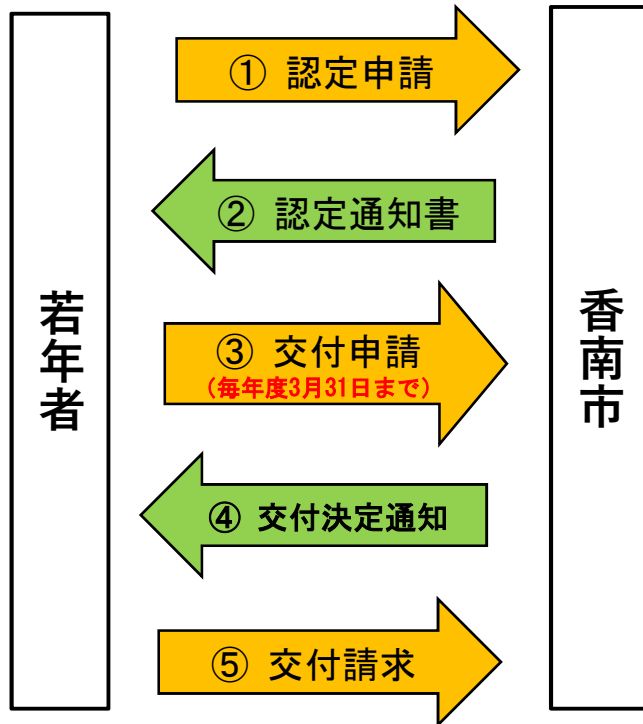


# 香南市未来人材育成奨学金返還助成事業

**【概要】** 人材の確保と香南市への定着を図ることを目的に、満40歳未満で市内に住所を有し、現に居住している者で、令和2年4月1日以降に市内に事業所等を有する事業主に雇用され、又は市内において起業する若年者が借り入れた奨学金の一部を助成する。

## 【各申請フロー】



- ※ ①は対象要件を満たした際に行う。
- ※ ③～⑤の行程は助成期間中、毎年度必要。
- ※ 予算額に達し次第、募集終了。
- ※ 認定内容に変更があったときは速やかに変更申請書(様式第3号)を提出すること。



### (対象要件)

- 香南市に住所を有し、現に居住している者
- 認定申請書を提出する日の属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者
- 令和2年4月1日以降に香南市に事業所を有する事業主(第1次産業を除く個人又は法人等)に正規雇用され継続して勤務する者又は令和2年4月1日以降に本市において起業し、事業を継続する者(第1次産業を除く)

### (対象奨学金)

- 日本学生支援機構奨学金(第一種、第二種)
- 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第2条に規定する奨学金
- 香南市奨学資金貸与条例第2条に規定する奨学金
- その他市長が認める奨学金等

### (助成金額)

- 当該年度に返還した奨学金の2分の1の額又は市内に居住し、就労した期間(1月に未滿は切り捨てる)に10,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額。

### (助成期間)

- 奨学金借入期間の2倍の期間まで(申請年度から最長8年)ただし、年齢が40歳に達した場合は、達した日の属する月までとする。